

発行責任者：長崎市介護支援専門員連絡協議会事務局

事務局住所：〒850-0952 長崎市戸町 4 丁目 7 番 17 号 特別養護老人ホーム青葉苑内
TEL：095-898-5557 FAX：095-898-5536 E-mail：n-cm@aoba-en.jp



ごあいさつ

目次	P1 南部ブロック副ブロック長 あいさつ
	P2-3 特集 相談支援専門員との連携
	P4-5 特集 8050問題
	P6 ケアマネ瓦版
	P7 けあまね川柳・編集後記等
	P8 広告

長崎市介護支援専門員連絡協議会 南部ブロック副ブロック長 和田公一

協議会活動から、今後の展望への期待について

介護保険制度が平成 12 年 4 月から施行され、今年度で 18 年目、長崎市介護支援専門員連絡協議会も同時に同様の月日を迎えてきております。

私が、当協議会にかかわるようになったのが平成 19 年度途中で、広報委員として関わらせていただくようになり、翌年には広報委員長として、広報誌「ケアマネちゃんぽん」第 9 号から 27 号の発行、また、当協議会のホームページの制作運用と、委員の良き仲間と一緒に活動し、現在は南部ブロックの副ブロック長を務めさせていただいています。

経過の中、2025 年度の地域包括ケアシステムの実現に向け、制度改正などが行われ、介護保険制度に関係する周りの制度についても目まぐるしく変化し、我々、介護支援専門員についても、介護支援専門員のあり方検討会において、質が問われ、法定研修の見直しや試験制度について見直しが行われ、有資格者に対する資質の強化及び資格取得の入り口部分の強化が図られました。ここ最近の制度では医療介護の連携の強化にて医療介護の双方での加算の見直し、また、地域共生型の実現に向けた障害者総合支援法と介護保険制度における共生型サービスが施行され、サービスを機能させるためにもケアマネジメントが重要であり、介護支援専門員と相談支援専門員が一体的なケアマネジメントを行っていく必要となってきています。このように介護支援専門員に求められることは多岐に渡っていますが、そのような現状でありながら介護支援専門員を目指す人材が減ってきています。平成 29 年度の実験者数 13 万人に対し、昨年度は 5 万人弱と半数以下に止まる状況であります。全てのサービス事業においても人材が不足していることもありますが、ケアマネジャーも今後、人材不足していくことが如実に現れてくると思われます。

2025 年には AI と言われる人工知能を用いた第 4 次産業はあらゆる分野で実働されると言われています。介護支援専門員においても AI によるプラン作りが行われていますが、実現にはほど遠い状況ではありますし、そもそも人の感情の部分に AI が入っていけるかは、人の倫理が失われるのではないかと懸念もあり、実現には難しいかと思われます。また、AI に頼らないプランはケアマネジャーとしての職を守るためにも重要であります。そのためにも限られた時間の中、限られた人材で質を担保するためにも、業務の効率化は重要課題であります。

今後、ICT や IOT の活用は、それらの課題を解決できる鍵になることは明確であります。事業所内の PC における業務管理システムの構築や、多職種連携における ICT システムの構築。また、新たな考えや発想が必要になってくると思います。そのためにも、介護支援専門員一人ひとりが、今後を見据えたうえで、現状の仕事を見つめ直し、協議会に対し現状を含めた今後の課題について、声を上げていただくことが大切であり、それは今後の協議会全体の活動の方向性を担うことになると思います。会員皆様の力を一つにすることは、今後の介護支援専門員の職を守るための協議会に対する期待であり今後の展望であると思いますので、非力かも知れませんが、協議会に少しでも力になれるよう頑張っていきたいと思っています。

介護支援専門員と相談支援専門員との連携について考える

あいさばーと相談支援事業所・居宅介護支援事業所 大峰史子

近年、介護保険サービスと障害福祉サービスの連携について注目が集まっています。サービス事業所においては共生型サービスが新設。ケアマネジメント分野においては、「介護保険制度の見直しに関する意見（平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会）」において、地域共生社会の実現に向けて、相談支援専門員とケアマネジャーが、支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携を進めていくことが適当であり、具体的な居宅介護支援事業所の運営基準の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするのが適当である。との提言の後、平成30年度改正において相談支援の報酬の中に、居宅介護支援事業所連携加算が新設されました。この流れを受けて、居宅介護支援事業所と相談支援事業所の2枚看板を掲げる事業所も増えてきています。

障害者福祉の分野におけるケアマネジメントは平成20年ごろより法制化が始まりました。障害者の自立した生活を支えていくために、契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせることを継続的に支援していくこと、個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくことが必要とされ、指定相談支援事業所の充実が進められてきました。平成24年市町村に基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会の法的位置づけが行われ、相談支援体制の強化が図られてきました。現在障害者総合支援事業法に基づく相談支援事業所は、「指定特定相談支援事業所」「指定一般相談支援事業所」「市町村委託指定特定・一般相談支援事業所」「障害児相談支援事業所」「基幹型相談支援事業所」があります。

図1：現行の相談支援体制の概略

相談支援事業所名	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター （総合支援法77条）	定めなし 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等	- 総合的、専門的な相談の実施 - 地域の相談支援体制強化の取組 - 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 - 地域の相談機関との連携強化 - 地域移行、地域定着の促進の取組 - 権利擁護、虐待の防止	業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1741市町村中429市町村25%（H27.4） ■309か所（H27.4） ※長崎市では未設置
障害者相談支援事業 実施主体市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	- 福祉サービスの利用援助 - 社会資源を活用するための支援 - 社会生活力を高めるための支援 - ピアカウンセリング - 権利擁護のために必要な援助 - 専門機関の紹介等	地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託89%、市町村で直営実施11% ■単独市町村で実施55%（H27.4） ※長崎市に5か所
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 （特定事業所加算事業所）	常勤・専従3名の相談支援専門員、うち相談支援専門員現任研修受講者が1名以上	- 計画相談支援等 - サービス利用支援、継続サービス利用支援 ※24時間連絡体制の確保や困難事例への対応なども必要	地域の相談の向上、底上げを目指す。 ■224か所（指定特定相談支援事業所）、138か所（指定障害児相談支援事業所）（H27.11）
指定特定相談支援事業所、 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員（業務に支障なければ兼務可）、管理者	- 計画相談支援等 - サービス利用支援、継続サービス利用支援	■7927か所（H27.4）
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援事業者（兼務可）、うち1以上は相談支援専門員、管理者	- 地域相談支援等 - 地域移行支援、地域定着支援等	■3299か所（H27.4）

※相談支援窓口としては上記の他、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターなどがあり、地域生活支援事業による補助等で運営。

高齢者分野での相談支援機関といえば、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の二つに主に集約されるのに対し、図1のように、障害者の相談支援体制は多機関にわたっており複雑です。このような背景には対象者の年代や、障害種別が多岐にわたっていること、役割機能別に細かく機能分化されていることなどが原因としてあげられます。ライフステージを考えると、出生時、発達段階、就学、就職、結婚・・・と必要な支援の内容は変わっていきます。それぞれの段階で必要な支援を届けるためには専門機関との連携がより密に取れる相談支援が必要になります。また、指定一般相談支援事業所が担う、地域移行支援、地域定着支援とは、精神科等の長期入院・施設入所・刑務所等法務施設からの地域への移行と定着を目的としています。このように、社会的課題を解決するために専門的にかかわるなどの機能分化が進んでいます。

相談支援専門員と介護支援専門員が特に連携を必要とする場面は

- ①一人の利用者が介護、障害の両制度を併用する場合
- ②障害福祉サービス利用者が介護保険被保険者となる年齢に達し、引継ぎを行う場合
- ③1つの家族の中に介護保険利用者と障害福祉サービス受給者が混在する場合
- ④地域の福祉的課題に協力して関わる場合

など、いろいろなパターンが考えられますが居宅介護支援事業所連携加算においては今のところ②の利用者が介護保険被保険者となった際の引継ぎでしか算定を想定していません。介護保険制度は施行と同時に介護支援専門員が位置付けられ、居宅サービス計画書はサービス利用には必須とされましたが、相談支援専門員は制度から遅れて整備されたため、サービス等利用計画の作成は未だ100%にはいたっていません。

①のように利用者が介護保険の対象者である場合は、相談支援専門員が必ずしも必要ではなく介護支援専門員が障害のサービスも含めてプランニングを行うこともあります。また、③のように家族に障害福祉サービス利用者がいても、相談支援専門員がついていないこともあり得ます。このような場合も一つの家族の複合した問題解決を行うためには相談支援専門員に相談しそれぞれの専門性からアプローチしていく必要性があると思われます。日頃から相談支援専門員とかかわりをもち気軽に相談できる体制をもつことが必要です。とはいえ、長崎市において相談支援専門員が抱える課題としては、相談支援専門員の数が十分に充足されていないことがあげられています。一人職場で十分に研修や相談をうけられない事業所も多く、自立支援協議会等において、相談支援専門員のサポートについて検討を進めているところです。

自立支援協議会について

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めて行く重要な役割を担っています。平成24年4月に法定化されました。その後の改正により、都道府県及び市町村は障害福祉計画を定め又は変更しようとする場合はあらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされました。平成25年4月には当事者、家族の参画も明確化されました。自立支援協議会には、法の整備と利用者の生活実態、地域の状況をしっかりとつなぎたいという意図があります。

参加者としては、行政機関、サービス事業者、保健・医療、子育て支援、学校、高齢者介護、相談支援事業者、宅建業者、障害者相談員、民生委員、企業・就労支援、当事者などがあげられます。長崎市においても自立支援協議会が設置されており、今後は介護支援専門員とも連携し、共に地域課題の解決に向けて協力する必要がありますが、自立支援協議会を知っている介護支援専門員は少ないと思われます。高齢分野では、地域包括支援センターを中心として地域ケア会議が開かれており、重なる部分も多いです。地域包括ケアシステムにおける地域とは、多様な人々が住む場所です。現在の制度では高齢者、障害者、こどもなど縦割りに分かれた分野がそれぞれに理想とする地域包括ケアシステムをうちだしていますが、そこにある地域の実情に即した、地域目線で作るシステムが必要です。それぞれの役割をお互いが知り、地域目線からのシステムを作るため、一人の利用者を通して、地域課題をあぶり出し、現在ある機能を十分に活用した連携を進めていきましょう。

「8050問題」名付け親は大阪府豊中市社会福祉協議会所属のコミュニティソーシャルワーカーで、ひきこもりの子と高齢の親の世帯に、収入や介護等の様々な問題が生じ、社会から孤立している状態を表す言葉です。

我々ケアマネジャーも直面することが多い問題の一つです。今回は、南多機関型地域包括支援センターの立石大輔様にこの問題について原稿をお願いしました。

多機関型包括的支援体制構築モデル事業

【事業概要】

多分野・多機関にわたる福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供する(相談支援包括化推進員(社会福祉士)を各センターへ3名ずつ配置)。



障害とひきこもりの子どもを抱えた高齢夫婦の世帯の支援

南多機関型地域包括支援センター 相談支援包括化推進員 立石大輔

少子高齢化、地域のつながりの希薄化、制度や分野の縦割りなどの社会背景により、「様々な悩みが重なり合う。」「どこに相談してよいのかわからない。」「助けてと言えない、言わない。」「制度のはざまに陥り支援が受けられない。」といった世帯が増えてきています。

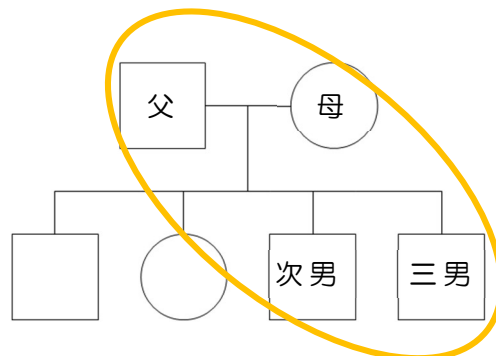
私たち多機関型地域包括支援センター(以下、多機関)では、このような悩みを持つ世帯の相談を、ワンストップで受け止め、その世帯に寄り添いながら悩み・課題を整理し、解きほぐし必要な支援と一緒に考えます。その上で力になってくれる人たちや、様々な制度など、支援のネットワークを作る「つなぐ支援」を行っています。

相談ケースは、様々な悩みや課題を抱えています。その中でも、最近増えてきているのは、「8050問題」と言われている世帯からの相談です。

8050問題とは80歳代の親が50歳代の生活能力のない子どもの生活を支えているという問題です。この問題の多くは子どもが20歳～30歳の頃、何らかの理由により就労に躓き、そのため就労せず自宅内での生活になってしまい、そのまま30年が経過して支えた親に介護が必要となり表出しています。社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースへと発展することもあります。ここで一つ私たち多機関が関わったケースをご紹介します。

《家族構成》

- 父 80歳代 要介護1 脳梗塞
軽度右半身麻痺
- 母 80歳代
- 次男 50歳代 広汎性発達障害・統合失調症
受診は継続中
- 三男 50歳代 10年ほど前からひきこもり



《相談経路》

父の担当ケアマネジャーより多機関に相談。母が父の介護負担もあり、次男、三男の将来について不安がある。

《課題整理》

父 通所リハビリを利用、子どもたちの障害に対し理解がなく、次男、三男にきつく当たる。

母 父、次男の介護で疲弊している。

次男 発達障害・精神疾患はあるが、在宅生活は可能。病院より紹介された相談支援専門員が関わっているがサービスは未利用。不安があると昼夜問わずある交通機関へ電話するため、母は迷惑がかかると思いやめさせようとしている。

三男 30 歳代に建築関係の会社を辞めさせられる。いくつかバイトをするが長続きせず、10 年ほど前から自室からあまりでなくなる。

《支援計画》

多機関で世帯のアセスメントを行い、多機関主催で、父の担当ケアマネジャー、次男の相談支援専門員、次男の主治医と地域包括支援センターで世帯の情報共有と支援方法についてのケア会議を開催しました。

父 : 今まで通りの支援を継続する。

母 : 多機関が次男の主治医に相談、主治医より、母に対し病気についての説明を再度行う。「電話をかけることは、本人が不安感を払しょくするための行動であり、また、先方の電話対応も仕事の一つであるため迷惑に思う必要も止める必要はない」と母への理解と変化を促す。

関わることが多い父のケアマネジャー、通所リハビリにも母の様子を気掛けてもらう。

次男：相談支援専門員にも定期訪問を継続してもらい、次男との関係を作りながら支援へとつなげてもらう。

三男：多機関で、年金支払い免除に関しての手続きから話す機会を持つ。顔を見ての面談ではなく、ドア越しで行い、月に 1 回訪問を継続し、少しずつ話ができる関係を作っていくことになる。

それぞれの機関が関わりながら、単独で動くのではなく、情報を共有し支援のネットワークを作っていくことになりました。

8050 問題は長期高齢化することで、介護、障害、生活困窮等、様々な問題が生じてきます。また、世帯は孤立し、気づかれないケースが多いです。親の支援として世帯に入っていくケアマネジャーの方々が、問題に気付いてもらうことが支援につながる一番の近道ではないかと考えています。8050 問題は複合的な課題を抱えており、支援は長い時間がかかり、一つの機関だけで関わっていくには難しい問題です。一つの機関が抱え込むのではなく、様々な機関と協働し一歩ずつ進んで行けるよう、皆様と共に力を合わせていきたいと考えています。

ケアマネかわら版

「体力の限界と共に」

ペンネーム さびとり名人

喜寿になった父は自転車で北海道一周に挑戦した。「ペダルを踏めども踏めども一直線の道がさらに遠ざかっていく景色。その中を、特にオホーツク海から吹き付ける強風と雨に苦しみながら次の宿泊地を進む毎日だった」と聞く。悪天候の日が続き心配していたが、午前3時半の夜明けとともに準備、5時の出発、目的地までは午後4時を目安に走り続ける。宿に到着した後は自転車の点検・補修・日記をつけ身体を休める毎日。長崎を出発し、新千歳までは空の旅。千歳から太平洋へ向け、襟裳岬・納沙布岬・宗谷岬とペダルを踏む。広い道路幅、中央線を大幅に超えてロードバイクに乗った父を追い越していく大型トラックを想像しただけでも約1500キロを走破した父の体力は果てしない。13日間、サイクリングの旅の連絡を受けながら、長崎から翌日の宿泊地の手配。私も一緒に旅をした気分させてもらった。いつの日か、父が通った同じ景気・風を感じてみたい。

「ぼやき」

ペンネーム ちゃ〜り〜ぶらうん

みなさんご存じのとおり10月から特定処遇改善加算が始まりました。しかし、介護職員以外の職種への配分は微々たるもの。ましてや居宅のケアマネは全くの対象外。「なんだかなあ〜」と思いながらも、深刻な介護職の人材不足が解消してくれれば願ったり叶ったりなんでしょうか。（うちの法人は年中求人募集中！ブラック企業か！！）

いろいろなところから声は上がっているようですが、これから先、ケアマネ等、他の職種の処遇が改善されることを。そして、そして、いつの日か私の家庭での処遇も改善されるとき（来るのでしょうか？）を期待して地道に励んでいこうと思う今日この頃です。

研修 案内

管理者フォローアップ研修（居宅）

テーマ：「ケアプラン点検から見えてきた
管理者の質・事業所の質」

対象者：居宅管理者

講師：合同会社介護の未来 代表 阿部充宏氏
日時：令和2年1月31日（金）13:30~16:30
場所：長崎県看護協会 長崎会館 5階研修室

主任介護支援専門員研修

テーマ：（仮）「スーパービジョンの
必要性を理解する」

対象者：主任介護支援専門員

講師：株式会社フジケア 取締役社長 白木裕子氏
日時：令和2年3月12日（木）10:00から16:00
場所：長崎県総合福祉センター 5階大会議室

多機関型包括的支援体制構築モデル事業 研修会

制度のはざまって、何!?

～多機関型の取り組みから～

日時 令和2年2月19日（水）13時30分から

場所 長崎県勤労福祉会館 2階 講堂

主催 北・南多機関型地域包括支援センター

※詳細につきましては、後日案内をお送りいたします。



けあまね川柳

もうすぐ五十路

訪問で

歩いているが
なぜ太る

会うたびに

あんたさわかよ
有頂天

地図のよめないケアマネジャー

アセスする

はずが
結婚相談所

ここは道？

敷地が空き地？
行き止まり

ナンバーで

わかる電話の
相手かな

訪問の

後のおやつは
0カロリー！

さすらいの料理人

ボケるなら
いやなことだけ
忘れない

メタボでも

使えるかしら
スマートカード

どうせなら

イケメンCM
来てほしい

談笑中

頭の中は
フル回転

長崎市社会福祉協議会
南部居宅介護支援事業所

大川 美保子

長崎市社会福祉協議会
南部居宅介護支援事業所

坂本 藤子

SOS

かけつけるたび
大事なし

たくさんのご応募ありがとうございました！

事務局便り...

事務局、青葉苑の吉田です。
電話、書類関係等で関わる機会もあると思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

(青葉苑・吉田)

編集後記...

たまには明るい話題が欲しいと広報委員の願いを込めて、今回、けあまね川柳を募集しました。たくさん笑わせてもらいました。

特集であった「8050 問題」「相談支援専門員との連携」など、日々、難題と向き合う中でも、やっぱり笑うゆとりは持っていたいな～と思いました。今回応募して下さい下さった方々、本当に有難うございました。

皆さん!!一旬いかがですか?いつでもお待ちしております。

文責：高橋由香

	ブロック長	副ブロック長	広報委員会
南部	大町 由里 (青葉苑)	志岐美津子 (恵珠苑 居宅介護支援事業所) 和田 公一 (ケアプランセンター結糸)	委員長：松尾 智香子 (長崎記念病院指定居宅介護支援事業所)
中央	松尾 史江 (ケアプランセンター ゆめライフ)	榎 寿恵 (長崎市江平・山里地域包括支援センター) 水頭 正樹 (居宅介護支援事業所 牧島荘)	委員：溝口 真由美 (長崎市社会福祉協議会北部居宅介護支援事業所)
北部	吉川 光義 (ケアプランセンター花)	迫 久美子 (ケアサポート春) 吉田 裕 (指定居宅介護支援事業所 サンハイツ) 田中 秀和 (社会福祉法人 平成会)	高橋 由香 (長崎県看護協会ケアプランセンター)
施設	野濱 真悟 (社会福祉法人 致遠会)	松原 尚也 (介護老人保健施設 ナーシングケア横尾)	大峰 史子 (あいさばーと相談支援事業所・居宅介護支援事業所)
			八木 一夫 (長崎ダイヤモンドスタッフ(株)南部ケアプランセンター)
			笹田 典子 (介護付有料老人ホーム サンハイツ富士見)
			増山 和隆 (ケアハウス城山台ソラール)

き よう ごう どう ほう りっ じ む しょ
崎 陽 合 同 法 律 事 務 所

TEL 095-827-3535

司法と福祉との連携

こんなことでお困りではありませんか？

*** 取 り 扱 い 業 務 ***

◇個人向け

遺言・遺産分割・死後事務・離婚・成年後見・交通事故・B型肝炎訴訟・虐待対応・医療事故・介護事故・不動産トラブル・刑事事件・その他高齢者障害者に関わる法律問題・・・etc

* 成年後見・遺言・遺産分割に関しては、利用者及びそのご家族に関わる介護支援専門員の方からの相談も受け付けています。

◇法人向け

顧問業務・労務管理・クレーム対応・債権回収・契約書等のチェック・講義研修依頼・・・etc

私たちが対応します！

弁護士 石 井 精 二

弁護士 小 林 正 博

弁護士 今 井 一 成

弁護士（社会福祉士・精神保健福祉士）

伊 藤 岳

弁護士 福 島 一 代

（長崎県弁護士会所属）



崎 陽 合 同 法 律 事 務 所

〒850-0876 長崎市賑町5番21号

パークサイドトラヤビル401

TEL 095-827-3535

FAX 095-823-0616

ホームページ www.kiyougoudou.com/